

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年10月4日(2012.10.4)

【公開番号】特開2011-251985(P2011-251985A)

【公開日】平成23年12月15日(2011.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2011-050

【出願番号】特願2011-157930(P2011-157930)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/167 (2006.01)

A 6 1 K 9/48 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/20 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/167

A 6 1 K 9/48

A 6 1 P 43/00 1 1 1

A 6 1 P 35/00

A 6 1 K 9/20

【手続補正書】

【提出日】平成24年8月13日(2012.8.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スペロイルアニリドヒドロキサム酸又はこの医薬的に許容される塩もしくは水和物を含んだ医薬組成物の製造方法であって、

(a) 60 μm未満の平均粒径を有する結晶スペロイルアニリドヒドロキサム酸又はこの医薬的に許容される塩もしくは水和物の第1のバッチを60から5%と、100から250 μmの平均粒径を有する結晶スペロイルアニリドヒドロキサム酸又はこの医薬的に許容される塩もしくは水和物の第2のバッチを40から95%とを混和する工程と、

(b) 前記混和された結晶スペロイルアニリドヒドロキサム酸又はこの医薬的に許容される塩もしくは水和物の一部をカプセル化することで、前記医薬組成物を作製する工程とを含むことを特徴とする、方法。

【請求項2】

前記工程(a)が、

60 μm未満の平均粒径を有する結晶スペロイルアニリドヒドロキサム酸又はこの医薬的に許容される塩もしくは水和物の第1のバッチを40から20%と、130から180 μmの平均粒径を有する結晶スペロイルアニリドヒドロキサム酸又はこの医薬的に許容される塩もしくは水和物の第2のバッチを60から80%とを混和する工程を含むことを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記工程(a)が、

25から45 μmの平均粒径を有する結晶スペロイルアニリドヒドロキサム酸又はこの医薬的に許容される塩もしくは水和物の第1のバッチを30%と、130から180 μ

mの平均粒径を有する結晶スペロイルアニリドヒドロキサム酸又はこの医薬的に許容される塩もしくは水和物の第2のバッチを70%とを混和する工程を含むことを特徴とする、請求項1に記載の方法。